

定められた命令等一覧表

	定められた命令等の題名	命令等の根拠法令条項
【1】	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第95号）	電波法（昭和25年法律第131号）第4条の2、第28条、第38条、第38条の2の2、第38条の6、第38条の24、第38条の31、第38条の33
【2】	周波数割当計画（令和2年総務省告示第411号）の一部を変更する告示（令和5年総務省告示第432号）	電波法第26条
【3】	平成19年総務省告示第48号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示（令和5年総務省告示第425号）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の20
【4】	令和4年総務省告示第291号（無線設備規則第四十九条の二十四号ルの規定に基づく小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示（令和5年総務省告示第426号）	無線設備規則第49条の20
【5】	平成27年総務省告示第437号（電波法第4条の2第7項の規定に基づき同条第1項の同法第3章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件）の一部を改正する告示（令和5年総務省告示第427号）	電波法第4条の2
【6】	令和元年総務省告示第263号（電波法第4条の2第7項の規定に基づく同条第2項の同法第3章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件）の一部を改正する告示（令和5年総務省告示第428号）	電波法第4条の2
【7】	平成27年総務省告示第438号（電波法施行規則第6条の2の3の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を改正する告示（令和5年総務省告示第429号）	電波法施行規則第6条の2の3
【8】	平成28年総務省告示第108号（電気通信事業法第52条第1項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件）の一部を改正する告示（令和5年総務省告示第430号）	電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第32条第1項第7号
【9】	令和元年総務省告示第266号（電気通信事業法第52条第1項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件）の一部を改正する告示（令和5年総務省告示第431号）	電気通信事業法施行規則第32条第1項第8号